

◆大町で実施する地籍調査について

地籍調査とは

令和 6 年度から、市川市大町の一部の地区で地籍調査事業に着手いたします。

「地籍」とは、土地の所有者、地番、地目(宅地、畑等の利用種別)等の記録のことで、土地の戸籍といった意味合いになります。

地籍調査とは、国土調査法に基づく土地に関する調査で、市が一筆ごとの土地の「所有者」「地番」「地目」を調査し、境界の位置を確認するとともに、面積を測量し、地籍図及び地籍簿にまとめる作業です。

地籍調査を実施することにより、道路やとなりの土地との境界が明確になるため、土地の境界をめぐるトラブルの未然防止につながるとともに、災害発生時には迅速な復旧工事を行うことができます。

地籍調査が実施されると、その成果物として「地籍簿」「地籍図」(以下、「成果」とします。)が作成されます。これらの成果は登記所に送付され、これまでの登記簿が修正されるとともに、地図(公図)が更新されます。

地籍調査の実施にあたって

市川市では、地籍調査事業を実施するにあたり、国土調査法第10 条第2 項の規定に基づく委託をしています。

これは、市町村が地籍調査を行う際に、外部の専門家や法人にその作業を委託できる制度です。

このため、今後は委託先の法人が主体となって調査を進めてまいります。総合的な工程管理や検査は市川市で責任を持って実施いたします。

大町で地籍調査を実施する理由

千葉県と国土交通省が共同で進めている北千葉道路の整備事業において、令和 3 年 4 月に外環道～松戸市～市川市大町までの 3.5km の区間が新たに事業化されました。大町地区の区間については未事業化区間となっておりますが、早期事業化や円滑な事業の推進を図るため地籍調査を実施いたします。



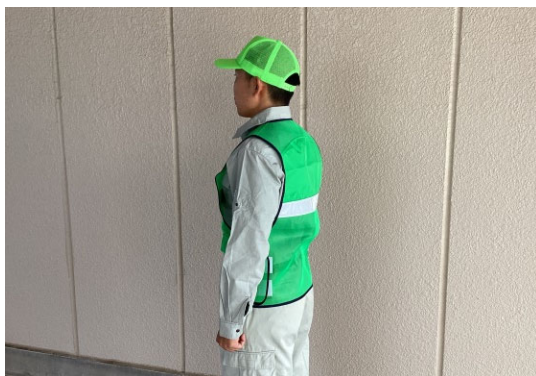
◆みなさまへお伝えすること

お願い

- ・令和6年度は「現況測量」を行います。基本的にはみなさまの立会いは不要ですが、敷地内への立入りを要する現況測量においては、事前に実施期間を定めて郵送にてご案内いたします。なお、宅地等への立入りについては、お声がけをしてから立入るようにいたします。
- ・令和7年度には「現地立会い」をお願いする予定です。その際は、立会い日程を郵送にてご案内いたします。現地立会いは、地籍調査において重要な作業となりますので、ご出席いただきますようお願いいたします。
なお、代理人の立会いや日程の調整も可能ですので、詳しくは後日届きます「現地立会いのご案内」にてご確認ください。
- ・成果の閲覧にあたっては、実施期間と場所を事前に郵送にてご案内いたしますので、ご確認ください。
- ・この地籍調査の実施にあたっては、各工程の作業の進捗具合によって実施時期が前後することがありますので、予めご了承ください。

現地調査員について

地籍調査の現地調査員は、市川市で発行する調査員証明書を携帯し、緑色のベストと帽子を着用していますので、現地での調査・測量作業にご協力ください。



お問合せ先



事業内容に関するお問合せは、下記までお願いします。

市川市 道路交通部 道路管理課
TEL. 047-712-6344

調査や測量に関するお問合せは、下記までお願いします。

(令和6年度受託業者)

一般社団法人 市川松戸鎌ヶ谷地籍調査協会
TEL. 047-702-3161

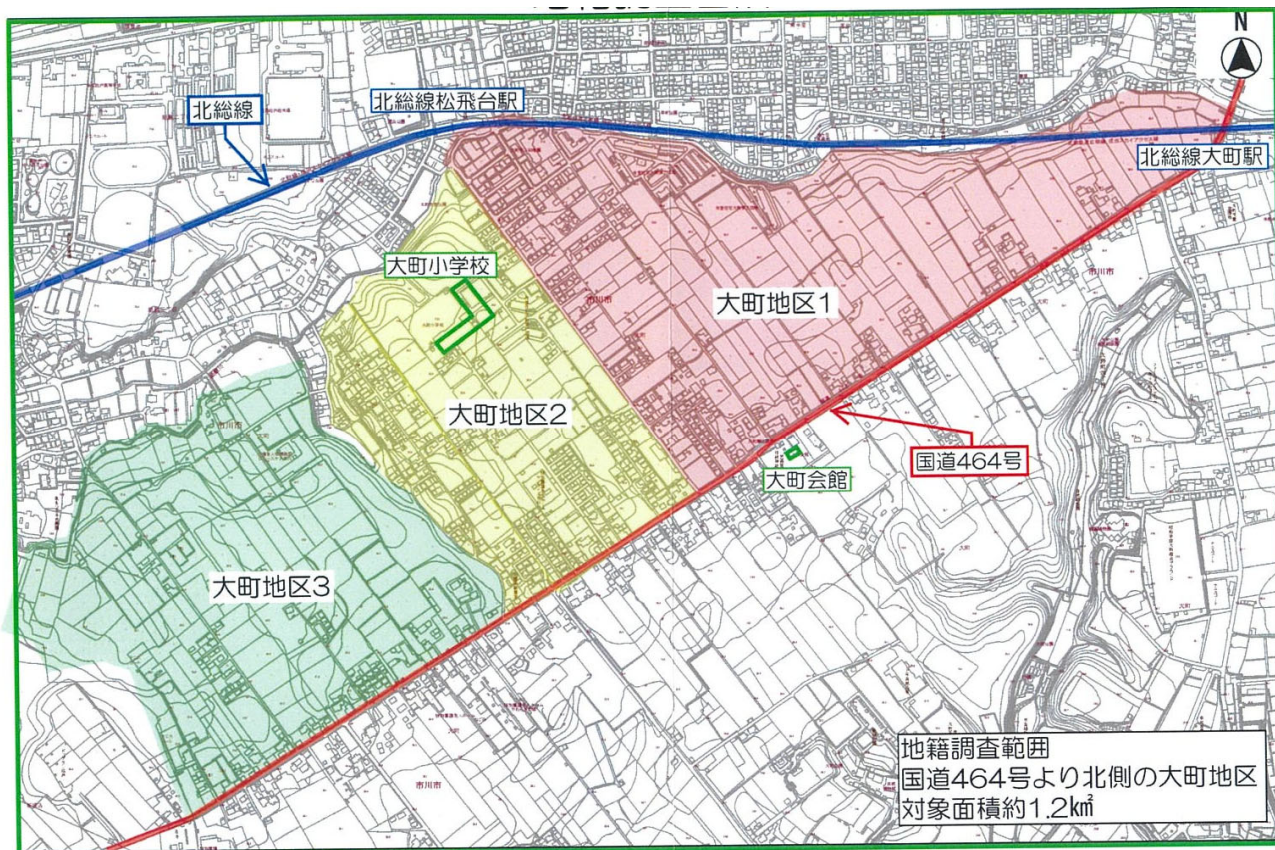
市川市 地籍調査 HP

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/roa02/0000466619.html>



◆地籍調査の概要

調査実施箇所図

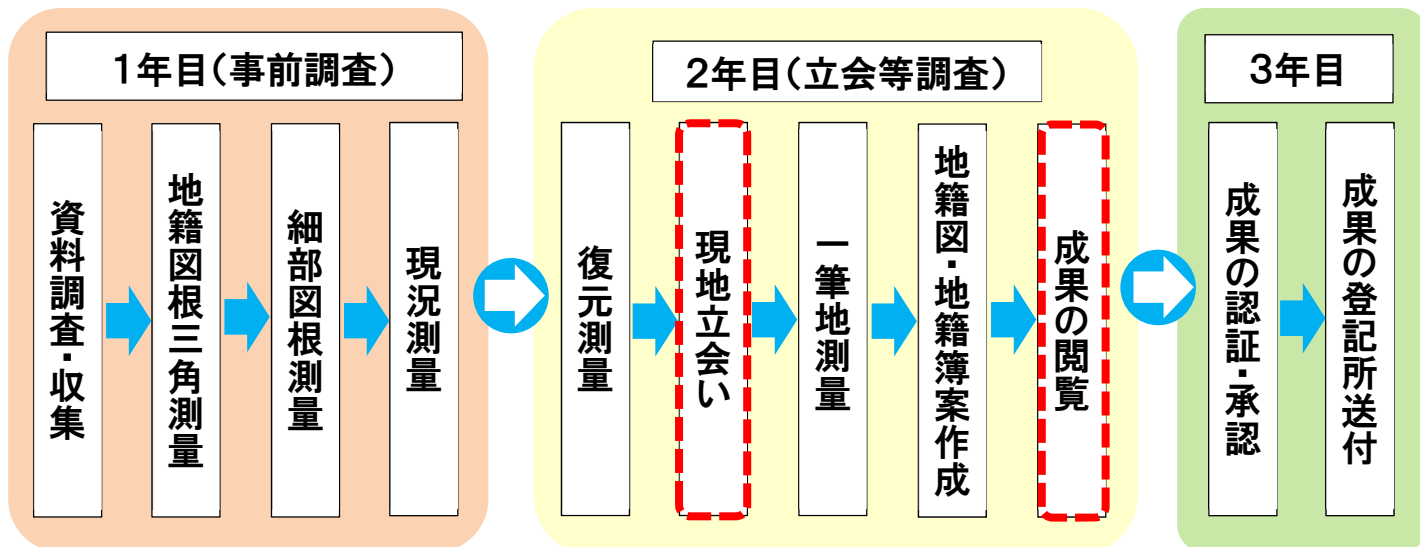


予定工程表

地区名	工 種	令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度		
		4	9	3	4	9	3	4	9	3	4	9	3	4	9	3
大町地区1	① 資料調査・収集															
	② 地籍図根三角測量															
	③ 細部図根測量															
	④ 現況測量															
	⑤ 復元測量															
	⑥ 現地立会い															
	⑦ 一筆地測量															
	⑧ 地籍図・地籍簿案の作成															
	⑨ 成果の閲覧															
	⑩ 認証・承認															
	⑪ 登記所送付															
大町地区2	① 資料調査・収集															
	② 地籍図根三角測量															
	③ 細部図根測量															
	④ 現況測量															
	⑤ 復元測量															
	⑥ 現地立会い															
	⑦ 一筆地測量															
	⑧ 地籍図・地籍簿案の作成															
	⑨ 成果の閲覧															
	⑩ 認証・承認															
	⑪ 登記所送付															
大町地区3	① 資料調査・収集															
	② 地籍図根三角測量															
	③ 細部図根測量															
	④ 現況測量															
	⑤ 復元測量															
	⑥ 現地立会い															
	⑦ 一筆地測量															
	⑧ 地籍図・地籍簿案の作成															
	⑨ 成果の閲覧															
	⑩ 認証・承認															
	⑪ 登記所送付															

※ ■ … 「⑥現地立会い」と「⑨成果の閲覧」は、みなさまに参加いただく作業になります。
 ※ 業務の進捗状況により実施時期が前後することがありますことを予めご了承ください。

◆地籍調査の流れ



① 資料調査・収集



対象地区の公図及び土地登記簿等の関連資料を収集し、現地立会いの基礎となる情報をとりまとめます。

② 地籍図根三角測量

③ 細部図根測量

後続の測量作業の基礎となる基準点を設けます。これらの基準点は主に道路内に設置します。



④ 現況測量



個々の土地について、事前に現地の境界杭や構造物の位置を測量して現況測量図を作成します。

⑤ 復元測量



境界に関する既存資料がある場所については、現況測量図と既存資料等との整合性を確認し、境界復元図を作成します。また調整した境界点については現地への明示を行います。

⑥ 現地立会い



現地で境界等の確認作業を行います。確認した境界点には現地に番号札を明示します。

⑦ 一筆地測量



測量基準点から一筆ごとの土地の境界点を測量します。その結果に基づき、境界図面の作成及び面積の算出を行います。

⑧ 地籍図・地籍簿案の作成



現地立会いの記録および一筆地測量の結果に基づき、地籍図案と地籍簿案を作成します。

⑨ 成果の閲覧



作成された地籍図案と地籍簿案は、土地所有者のみならず、閲覧していただき、内容の確認を行います。ここで確認された地籍図と地籍簿が、最終的に地籍調査の成果となります。

⑩ 成果の認証・承認

⑪ 成果の登記所送付



閲覧後の成果は千葉県の認証及び国の承認を得て、登記所に送付されます。この成果に基づき、土地登記簿及び地図が書きかわります。